

件名	医療法施行条例の一部を改正する条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	医療法（昭和 23 年法律第 205 号） 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）
<p>【改正の概要】</p> <p>介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 30 年厚生労働省令第 30 号）により医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部が改正されたことに伴い、医療法施行条例の一部を改正しようとするものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護老人保健施設の既存病床算入規定の削除 介護老人保健施設の入所定員数に 0.5 を乗じた数を既存病床数とみなす規定を削除。 2 療養病床の経過措置の延長 医療法施行規則の改正により、療養病床における看護師等の人員配置基準を緩和する経過措置を受けている病院・診療所は、平成 30 年 6 月 30 日までに再び県に届出すれば、経過措置期間が延長されることとなったため、経過措置の適用期限の延長を条例の附則に追記。（現行）平成 30 年 3 月 31 日⇒（改正後）平成 36 年 3 月 31 日 	
施行日	平成 30 年 7 月 20 日
【その他参考事項】	